

# 日本共産党千葉市議会議員団



## 要介護認定者に対する障害者控除の周知を

**問** 身体障害者手帳を持っていないが、6か月以上の寝たきり状態であったり、認知症などで日常生活に支障のある65歳以上の高齢者は、保健福祉センターで交付される「障害者控除対象者認定書」を付して、税の申告を行うことで、税金が減額される場合がある。要介護認定を受けた高齢者は障害者控除認定の対象となる場合もあるが、交付申請まで至らないことも多いと聞く。より多くの対象者が認定書の交付を受けられるよう、周知方法を改善すべきだが、見解は。

**答** 本市では、確定申告の時期に合わせて、毎年1月に発送する介護保険料納入済通知書で、障害者控除の制度を周知し、市政だより、ホームページ、「高齢者保健福祉のあらまし」などで制度を紹介している。今後は、介護保険要介護認定・要支援認定結果通知書に、この制度の案内を同封し、さらなる周知を図っていく。

## 土砂災害危険箇所の総点検を

**問** 広島市などで起こった大雨による土砂災害について、専門家は全国どこで起きてもおかしくないと指摘する。県と共に土砂災

害危険箇所の総点検を実施し、近隣住民や施設への啓発と市民の不安に応えるべきではないか。

**答** 本市には、危険箇所は292か所あるが、要配慮者利用施設が立地する箇所や過去に土砂災害が発生した危険性の高い箇所について、毎年20か所程度点検を実施している。毎年6月を「土砂災害防止月間」として、県の土砂災害危険箇所の点検要綱に基づき県市合同で点検を実施しており、施設などの状況や災害発生の危険度など、危険箇所の状況把握を行っている。今後は、土砂災害の危険箇所や避難経路の確認、災害情報の入手方法など、危険箇所近くにお住いの方々に対し、啓発文を配布するとともに、



市内の急傾斜地

市政だよりやホームページ等で土砂災害に対する日頃からの備えについて広く周知し、被害の未然防止が図られるよう、防災意識の向上に努めていく。なお、点検箇所の拡大は、県との協議の中で進めていく。

## IR・カジノ誘致の中止を

**問** 厚生労働省の調査結果では、ギャンブル依存症の疑いがある人は、成人男性の8.8%、女性の1.8%にのぼっており、依存症対策も手つかずのままである。調査結果をどう受け止めているのか。刑法の賭博禁止の規定について確定した最高裁判決も踏まえ、本市でのIR・カジノ誘致のための調査を中止し、冷静な議論を国に求め、調査費用を執行しないことを求めるが、見解は。

**答** ギャンブル依存症の調査結果は、懸念事項として認識しており、今後、国における法案審議等の中で議論されるものと考えており、その動向を注視していく。また、国会での審議状況等を踏まえ、幕張新都心のアーバンリゾートとしての魅力を高め、多様な楽しみを提供する一つの手法として、IR導入の可能性について検討するものであり、依存症への対応策も含めて、現在調査を実施している。

# 次世代の党・結いの党

※代表質疑後、平成26年9月22日付けで会派名が「次世代の党・維新の党」に変更となっています。



## 動物公園リスタート構想の取り組み状況は

**問** 市民や来園者に「動物公園が変わっていく」と期待させるものが見えて来ないが、リスタート構想に基づく現在の取り組み状況は。

**答** 現在、遊園地跡地の子どもゾーンの整備及び肉食獣の導入に伴う整備の実施設計に着手した。また、展示の充実と希少動物の繁殖のため、本年7月にアミメキリン1頭とグレビーシマウマ1頭を他園から借り受けている。今後は、国際的な情報ネットワークである世界動物園水族館協会などに加盟し、動物園同士で貸し借りを実施するなど、希少種や絶滅危惧種の繁殖に取り組んでいく。



オスのアミメキリン「ヨウタ」

## 児童虐待防止の取り組みは

**問** 児童虐待の防止には、全庁的に連携のとれた取り組みが必要だが、虐待発生の要因と、それに対するこれまでの取り組みは。また、虐待防止への課題と今後の対応は。

**答** 保護者の育児への負担や日常的なストレスの蓄積等が要因であり、児童虐待防止対策としては、全庁的な連携を取りながら、発生予防、早期発見・早期対応、在宅支援など、切れ目のない取り組みを実施している。課題は、複雑多様化する問題に適切に対応するための高度な専門性が職員に必要となることや、虐待通告件数の大幅な増加により、1機関だけでは対応が困難となっていることである。今後も虐待防止への周知・広報をはじめ、研修等による職員への意識啓発や専門職員の効果的な配置を引き続き行うとともに、児童の安全や所在の確認等にあたっては、警察等の関係機関との連携を強化していく。

# 市民ネットワーク



## 緩和ケアの現状は

**問** 在宅医療充実の必要性の中、市内における緩和ケア<sup>\*5</sup>の現状は。また今後に向けての対応は。

**答** 平成26年8月現在、市内で緩和ケア病棟を有する医療機関は、2病院、緩和ケアを行っている医療機関は12病院、57診療所であり、在宅への往診は充足しているとは言い難い状況である一方、平成20年に国が行った「終末期医療に関する調査」では、国民の60%以上が終末期に自宅での療養を望んでいるとの結果が出ている。このため今後への対応として、市医師会などと緊密に連携しながら、終末期への対応を含めた在宅医療の体制整備に努めていく。

## 生活困窮者窓口の整備拡充を

**問** 生活困窮者対策としての相談窓口を、県が設置している「中核地域生活支援センター」的な窓口とし、横断的な問題にも対応できるように整備拡充することへの考えは。

**答** 県は、県内13か所で「中核地域生活支援センター」を設置し、福祉の総合相談などの事業を行っている。一方、本市の「生活自立・仕事相談センター」では生活困窮者向けに、総合的な相談や他の機関へのつなぎなどの事業を行っており、その意味では「中核地域生活支援センター」に近い機能を有している。生活困窮には、複合的な要因により陥ることが多いことから、具体的な所得や資産に関する要件を設けず、幅広く対応することが前提である本市のセンターでは、今後も様々な分野の問題に総合的に対応していく必要があると考えている。



生活自立・仕事相談センターでの相談風景

# 用語解説

- <sup>\*4</sup> I R: Integrated Resort(カジノを含む統合型リゾート施設)の略。カジノ施設及び会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設、その他の観光の振興に寄与すると認められる施設が一体となっている施設のこと。
- <sup>\*5</sup> 緩和ケア: 生命を脅かす疾患による問題に直面している患者とその家族に対して、疾患の早期より痛み、身体的問題、心理社会的問題、スピリチュアルな問題に関して、きちんとした評価を行ない、それが障害とならないように予防したり、対処することで、生活の質(クオリティ・オブ・ライフ: QOL)を改善するためのアプローチである。【WHO(世界保健機関)による定義(2002年)】

